

1 業務内容

本業務は、「都市再生特別措置法」第81条及び「立地適正化計画の手引き」（国土交通省都市局都市計画課）に基づき執り行うこと。

【令和8年度】（参考）

（1）立地適正化に関する基本的な方針の検討

医療・福祉・子育て支援・公共交通等、都市の活動に関して重要な機能を位置付け誘導をしていくために、これらの施策と立地適正化計画が一体となって解決すべき都市が抱える課題とまちづくりの方針を検討し、設定する。

（2）目指すべき都市の骨格構造の検討

都市機能誘導区域、居住誘導区域の検討に先立ち、都市全体の観点から、目指すべきまちづくりの方針を見据えながら、道路網や駐車場等の都市施設、人口の集積状況、主要な公共交通路線、都市機能施設、公共施設の配置等をもとに、区における都市像及びまちづくり方針を検討するとともに、都市計画マスタープランとの整合を図りながら、目指すべき都市の骨格構造を検討する。

（3）課題解決のための施策・誘導方針の検討

まちづくりの方針を明確にした上で、その実現に取り組むには、都市の骨格構造の検討を踏まえ、課題解決のための施策・誘導方針を具体的に検討し構築する。

（4）誘導施設及び誘導区域の検討

誘導施設及び誘導区域の検討にあたっては、まちづくりの方針、施策及び誘導方針の内容を踏まえ、課題解決のための施策及び誘導方針、骨格となる都市構造、誘導施設の最適立地の範囲に沿って、誘導施設や都市機能誘導区域、居住誘導区域等の検討を行う。

（5）誘導施策の検討

都市機能誘導、居住誘導、公共交通活性化等の分野ごとの具体的な施策や規制・誘導手法等について、社会潮流や将来の都市動向等の見通しと都市づくりの課題を踏まえ、上位・関連計画との整合を図りながら検討する。

（6）防災指針の検討

居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出、防災まちづくりの将来像、取組方針の検討、取組方針に基づく具体的なハード・ソフト両面からの施策・事業、スケジュール、実施主体、目標値の検討等を検討する。

(7) 定量的な目標値の検討

誘導施策及び防災指針に基づく施策の実施により期待できる効果を目標指標として検討し、目標年次における各指標の目標値を検討し、計画の進行管理・評価方法を設定する。

(8) パブリックコメント等の実施支援

立地適正化計画（素案）をとりまとめるとともに、立地適正化計画（素案）に対するパブリックコメントで寄せられた意見の整理及び対応（案）の検討を行う。

(9) 届出書類の作成

立地適正化計画策定後の届出制度を運用するにあたり、各種届出様式及び「作成の手引き」を作成する。

(10) 検討協議会の資料作成等

立地適正化計画策定に向けた第三者の検討組織である「検討協議会」の運営支援として、会議資料の作成、会議出席、議事録作成を行う。開催回数は4回程度とする。

(11) 庁内検討委員会の資料作成等

立地適正化計画策定に向けた庁内の検討組織である「庁内検討委員会」の運営支援として、会議資料の作成、会議出席、議事録作成を行う。開催回数は4回程度とする。

(12) 都市計画審議会等の資料作成等

都市計画審議会の運営支援として、会議資料の作成、会議出席、議事録作成を行う。開催回数は2回程度とする。

(13) 関係機関との協議支援

国土交通省関東地方整備局、東京都との協議支援を行う。協議資料の作成、会議出席、議事録作成を行う。開催回数は各1回（計2回）程度とする。

(14) 打合せ協議

対面またはWEB会議により必要な打合せ・協議を適宜行う。

(15) 業務報告書作成

令和8年度の業務報告書を作成し提出する。

2 成果品

成果品については、カラー版とする。本編や概要版については、図表、イラスト、写真などにより視覚的にわかりやすい表現となるように工夫すること。

【令和8年度】(参考)

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 実施計画書 (令和8年度) | 1部 |
| (2) 業務報告書 (令和8年度) | 1部 |
| (3) 大田区立地適正化計画本編 | 100部 |
| (4) 大田区立地適正化計画概要版 | 100部 |
| (5) 上記電子データ | 一式 |

原則としてWindows上で稼働するMicrosoft Word(拡張子 doc または docx)、Microsoft Excel (拡張子 xls またはxlsx)、Microsoft Power Point (拡張子 ppt または pptx)、Adobe Illustrator (拡張子 ai) 等を使用して、再編集できるデータとPDFデータの2種類を作成すること。